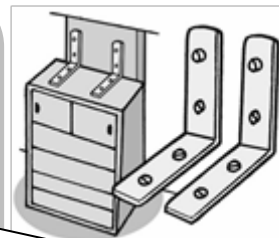


申込期間：令和2年9月1日～11月30日（第2次）

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着400件！

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和2年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します。（器具代は申請者のご負担となります）

## ◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限りこの制度の対象となりません。

### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 過去にこの事業を利用して取付された方はお申し込みできません。

## ◆お申し込みにあたって

お申し込みを希望される方は、下記の同意事項に同意の上、裏面をお読みください。

- ◆ 取付後の家具や家屋に関する損害賠償や取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- ◆ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

◆申込みから取付までの流れ

①電話・FAXでお申し込みの場合

TEL: 045-262-0667

(※平日 10時~16時(12時~13時を除く))

FAX: 045-315-4099

(下段申込書に必要事項を記入しFAX送信)

郵送: 〒231-0033 横浜市中区長者町 5-49-1

横浜市まちづくりセンター宛

(下段申込書に必要事項を記入し郵送)

②電子申請でお申し込みの場合

市ホームページまたは下記の QR コードから

アクセスして、必要事項をご入力下さい。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

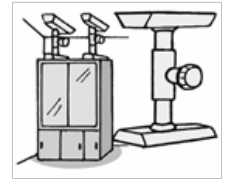


←QRコードはこちら

申請書(往復ハガキ)が届きます。  
返信用ハガキに必要事項を記入し、返送してください。

横浜市からの「利用決定通知書」\*が届き、その後、NPO 法人横浜市まちづくりセンターの取付員が訪問日時の調整を行います。 ※対象世帯でない場合は利用却下通知が届きます。

取付員が訪問します。  
申込みから取付けまでにお時間がかかる場合がございます。



1回目(調査訪問)

- ・対象世帯であることを書類等で確認します。
- ・家屋状態の確認、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。  
(器具購入のご相談も承ります)

2回目(取付訪問)

- ・調査訪問で決定した器具を取り付けます。

下記の内容をご記入の上、郵送またはFAXにてNPO 法人横浜市まちづくりセンターへ送付ください。申請書(往復ハガキ)をご自宅へお届けします!

・私は助成対象者であることを確認しました。 ・申請書(往復ハガキ)の送付を希望します。 <input type="checkbox"/> (←チェックをしてください。)	
(フリガナ) 氏名	
住所	〒 _____ 横浜市
連絡先	_____ (自宅・携帯電話)

【送付先】NPO 法人横浜市まちづくりセンター

〒231-0033 横浜市中区長者町 5-49-1 ラフイーヌ長者町 2階 FAX:045-315-4099